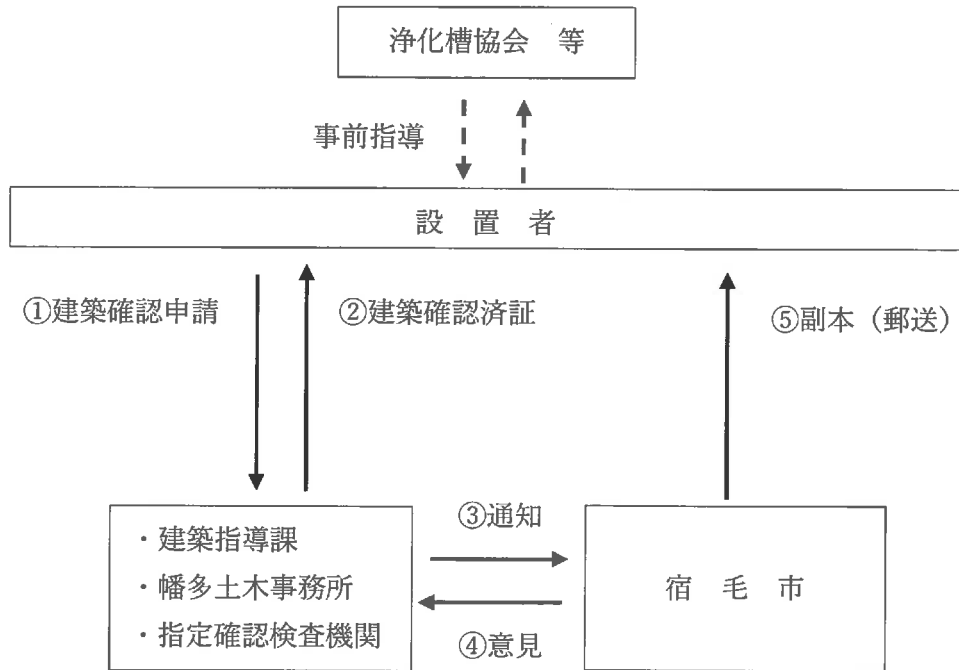


(参考) 浄化槽設置等に関する手続経路図

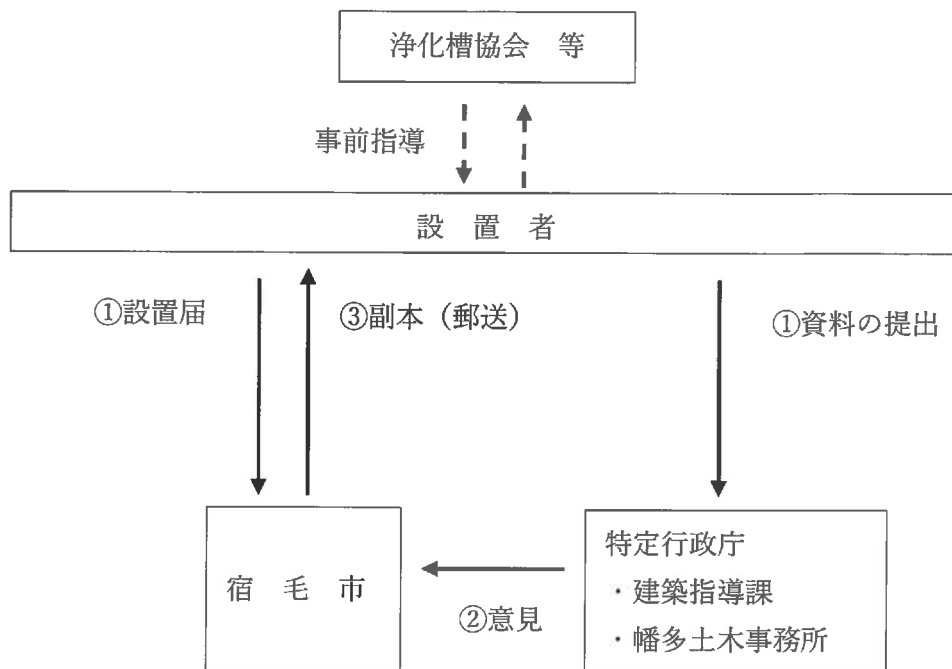
1 建築基準法による設置等の場合



	設置者 → 特定行政庁 又は指定確認検査機関 ↓ 宿毛市
ア 浄化槽設置に関する概要書 (第1号様式)	2部 (うち1部は指定用紙)
イ 誓約書 (第3号様式)	2部
ウ 浄化槽法定検査申込書	1部 (原本1枚、複写2枚)
エ 浄化槽の構造図	2部
オ 建築物の概要図	2部
カ 地下浸透事前協議確認書 (第20号様式) の写し (放流水を地下浸透処理する場合)	(2部)
キ 浄化槽設置に係るチェックリスト (第14号様式)	2部

(参考) 浄化槽設置等に関する手続経路図

2 浄化槽法による設置等の場合



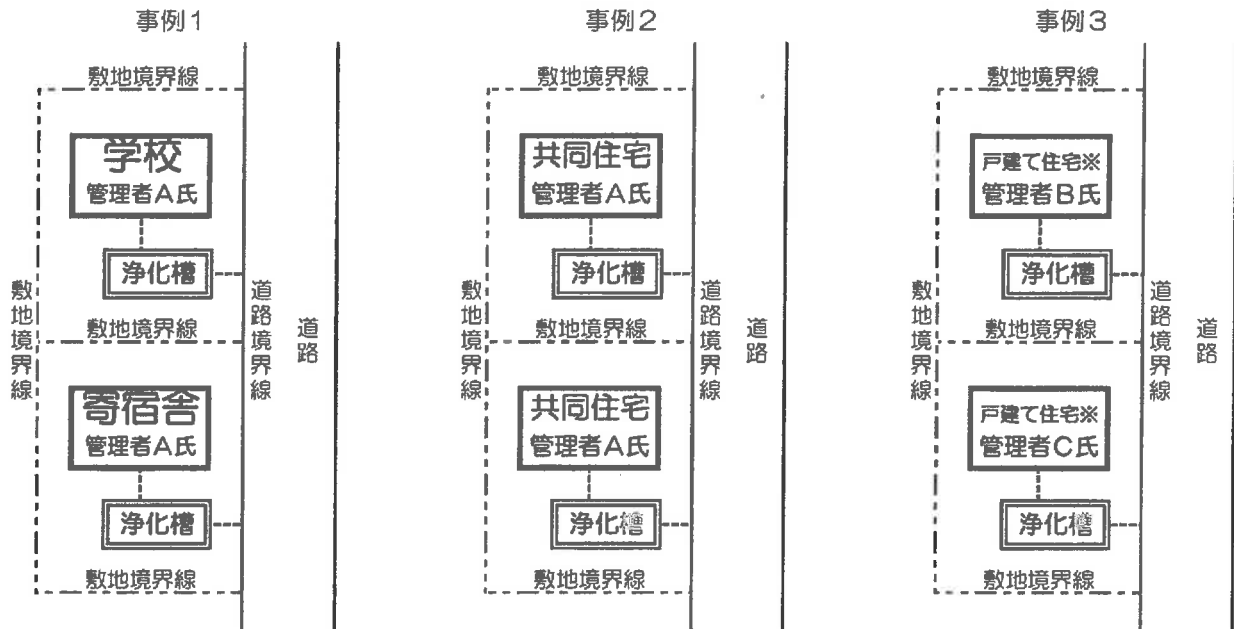
	設置者	
	宿毛市	特定行政庁
ア 浄化槽設置届出書 (第2号様式)	2部 (うち1部は指定用紙)	1部
イ 誓約書 (第3号様式)	2部	-
ウ 浄化槽法定検査申込書	1部 (原本1枚、複写2枚)	-
エ 浄化槽の構造図	2部	1部
オ 建築物の概要図	2部	1部
カ 地下浸透事前協議確認書 (第20号様式) の写し (放流水を地下浸透処理する場合)	(2部)	(1部)
キ 浄化槽設置に係るチェックリスト (第14号様式)	2部	-

(参考) (第16条関係)

用途上可分・不可分の事例 (具体的には個別の建築計画に即して判断されます。)

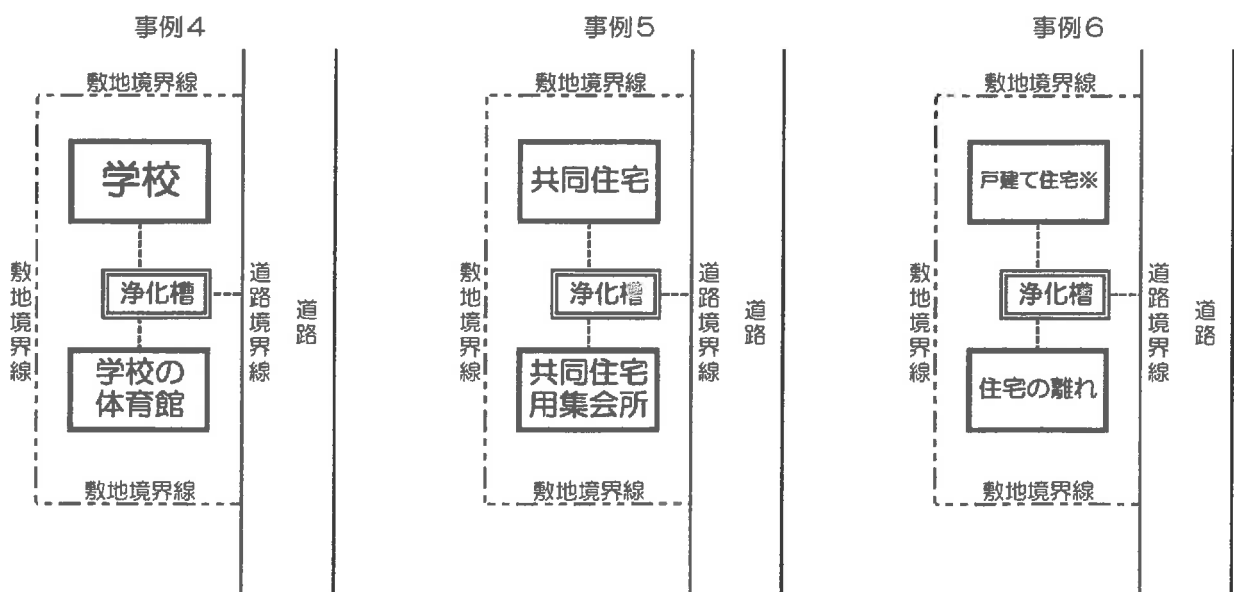
①用途上可分の事例

建築物の用途上敷地を分けることができるものは原則として、1つの敷地内に1基とし複数基の設置は不可となる。



②用途上不可分の事例 (敷地を分けた場合に用途上の目的を果たせなくなるもの)

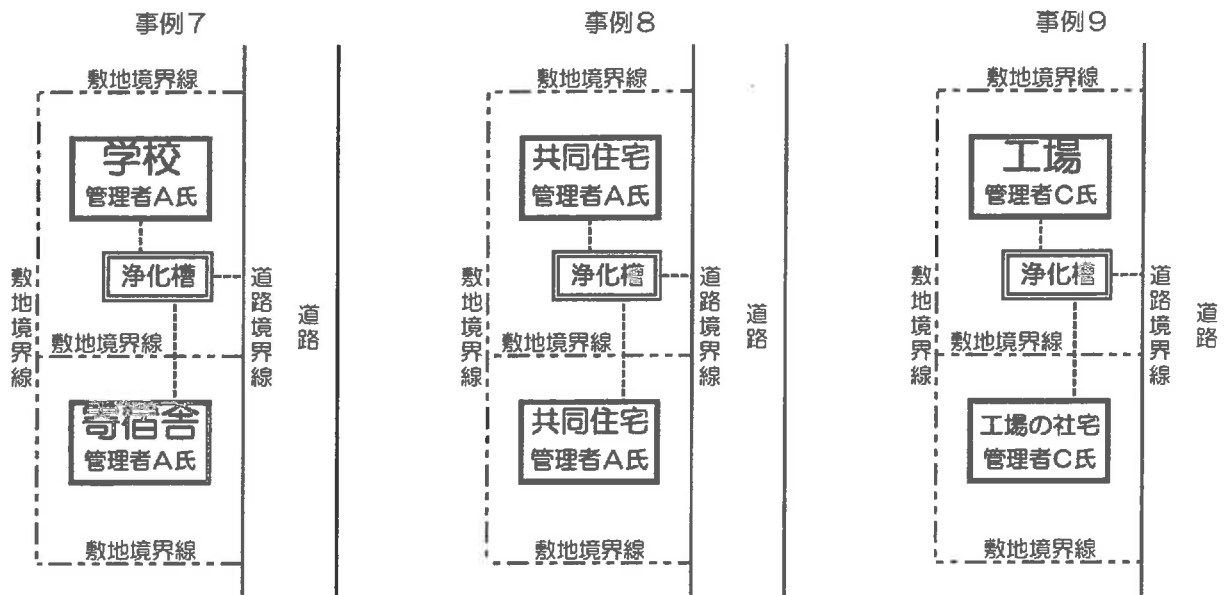
建築物の用途上敷地を分けることが出来ないものは、浄化槽の設置基数は1基となる。



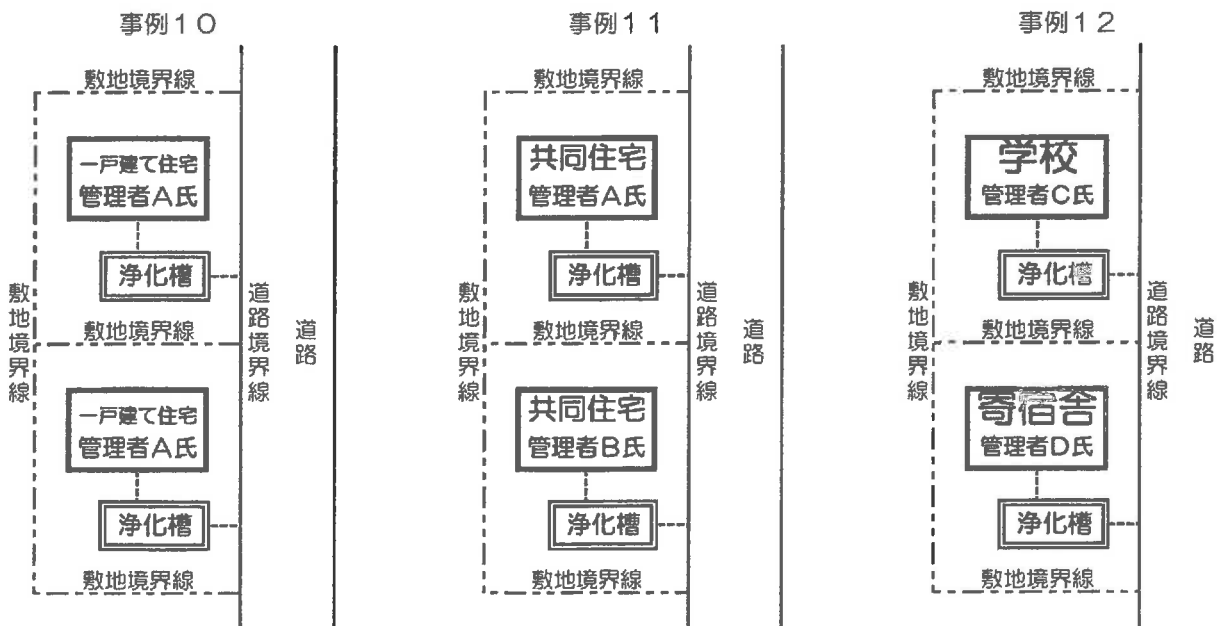
※戸建て住宅：台所、風呂、便所が備えられており、独立した生活が営める住宅のこと

③用途上可分であっても、別敷地に設置している浄化槽と集合処理とすることができる事例

建築物の用途上敷地を分けることができるものは原則として、1つの敷地内に1基であるが、排水を効率的かつ効果的に処理するために設置される浄化槽であって、施設管理者が同一であり、浄化槽の維持管理が適正に行われると認められる場合は、別敷地であっても集合処理とすることができる。



④③の取り扱いが認められない場合



事例10：管理者は同一であるが、建築物の用途上個別の管理者になる可能性が高い。

事例11：用途上可分であり、管理者が同一でない。

事例12：用途上可分であり、管理者が同一でない。

浄化槽法定検査申込書

年 月 日

一般財団法人高知県環境検査センター理事長 宛

浄化槽管理者 住 所
氏名・名称 ㊟
電話番号

申込受託者 住 所
氏名・名称 ㊟
電話番号

浄化槽法第7条及び第11条に基づき、下記のとおり毎年1回の水質に関する検査を申し込みます。

記

設 置 場 所			
建 物 名 称	電話番号 () -		
浄化槽のメーカー		浄化槽の型式	
処理対象人員	人槽	使用人員	人
建 物 用 途		管理業者名	
補助金交付対象	該当・該当せず	使用開始日	年 月 日
工 事 業 者 名 (住 所) (氏名・名称) (電話番号)			

- (注) 1. 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者、その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者です。(※権原とは『民法上、ある行為をすることを正当とする法律上の原因』をあらわす用語です。)
2. 法定検査申込の手続きを、当該浄化槽を施工した浄化槽工事業者の方に委託した場合は、工事業者の方も申込書への記名・押印をしてください、

別表第1

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000） Estimation of Population for Waste Water Purifier of Buildings

1. 適用範囲 この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。
2. 建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合には、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。
3. 特殊の建築用途の適用
 - 3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
 - 3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
 - 3.3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
 - 3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員				
			算定式	算定単位			
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)		
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C' : 総便器数 (個)		
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)		
2	住宅施設関係	イ	住宅	A ≤ 130 ² の場合 $n = 5$ 130 ² < A の場合 $n = 7$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)		
			ロ	共同住宅	$n = 0.05A$	n : 人員 (人) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人または2人(1戸が1居室 ³ だけで構成されている場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。 A : 延べ面積 (m ²)	
		ハ	下宿・寄宿舎	$n = 0.07A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)		
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合 $n = 0.15A$ 結婚式場又は宴会場をもたない場合 $n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)		
			ロ	モーテル	$n = 5R$	n : 人員 (人) R : 客室数	
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合 $n = 8B$ 300床以上の場合 $n = 11.43(B - 300) + 2,400$	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床)	
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合 $n = 5B$ 300床以上の場合 $n = 7.14(B - 300) + 1,500$		
			ロ		診療所・医院		$n = 0.19A$

5	店舗関係	イ	店舗・マーケット	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
		ロ	百貨店	$n = 0.15A$		
		ハ	飲食店	一般の場合		$n = 0.72A$
				汚濁負荷の高い場合		$n = 2.94A$
				汚濁負荷の低い場合		$n = 0.55A$
		ニ	喫茶店	$n = 0.80A$		
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
		ロ	パチンコ店	$n = 0.11A$		
		ハ	囲碁クラブ・ マージャンクラブ	$n = 0.15A$		
		ニ	ディスコ	$n = 0.50A$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	
		ホ	ゴルフ練習場	$n = 0.25S$		
		ヘ	ボーリング場	$n = 2.50L$	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)	
		ト	バッティング場	$n = 0.20S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	
		チ	テニス場	ナイター設備を 設ける場合	$n = 3S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
				ナイター設備を 設けない場合	$n = 2S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
		リ	遊園地・海水浴場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C ¹ : 総便器数 (個)	
		ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ⁴ : 小便器数 (個) t : 単位便器あたり 1 日平均使用時間 (時間) t = 1.0~2.0	
		ル	キャンプ場	$n = 0.56P$	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)	
		ヲ	ゴルフ場	$n = 21H$	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)	

7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	$n = 3.60P$	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)
					観光部	$n = 3.83P$	
					売店なし PA	$n = 2.55P$	
				売店	一般部	$n = 2.66P$	
					観光部	$n = 2.81P$	
ロ	駐車場・自動車庫	$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ⁴ : 小便器数 (個) t : 単位便器あたり1日平均使用時間 (時間) t = 0.4~2.0				
ハ	ガソリンスタンド	n = 20	n : 人員 (人) 1営業所当たり				
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・ 小学校・中学校	n = 0.20P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)		
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n = 0.25P			
		ハ	図書館	n = 0.08A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)		
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房 設備を設ける場合	n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
				業務用厨房 設備を設けない場合	n = 0.06A		
10	作業場関係	イ	工場・ 作業所・ 研究所・ 試験所	業務用厨房 設備を設ける場合	n = 0.75P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
				業務用厨房 設備を設けない場合	n = 0.30P		

11	1 5 10 の 用途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場	$n = 0.02A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
		ロ	公衆浴場	$n = 0.17A$		
		ハ	公衆便所	$n = 16C$	n : 人員 (人) C ^{*1} : 総便器数 (個)	
		ニ	駅・ バスターミナル	P < 100,000 の場合	$n = 0.008P$	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人/日)
				100,000 ≤ P < 200,000 の場合	$n = 0.010P$	
				200,000 ≤ P の場合	$n = 0.013P$	

注 *1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

*2 この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。

*3 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

*4 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす。

別表第 2

「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」の「算定単位当たりの汚水量及びBOD参考値」

「処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD算定参考値」 一覧表

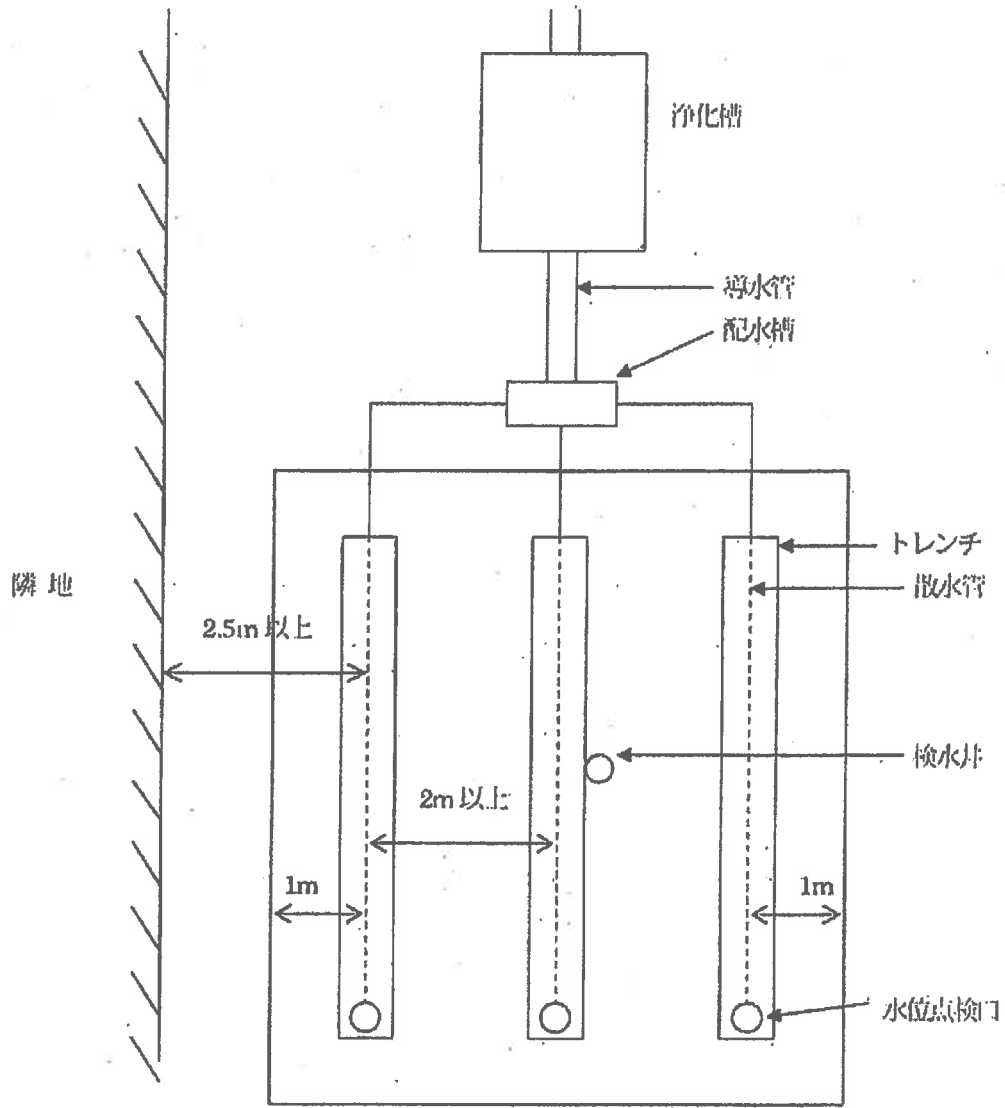
類似用途別番号	JIS A 3302-2000				参考値				1日の排水時間				
	建築用途		処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD算定参考値						
					合併処理対象		合併処理						
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定							
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	16 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	(L/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (30)	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12			
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n: 人員 (人) C: 総便器数 (個)	2,400 (L/個・日)	260 (mg/L)	(150)	○ (40)	10			
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	260 (mg/L)	(155)	○ (40)	15			
2	住宅施設関係	イ	住宅	A ≤ 130m ² の場合	$n = 5$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	1,000 (L/戸・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	12		
				130m ² < A の場合	$n = 7$		1,400 (L/戸・日)						
		ロ	共同住宅	$n = 0.05A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)				
		ハ	下宿・寄宿舎	$n = 0.07A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	14 (L/m ² ・日)	140 (mg/L)	○ (200)	○ (28)	8			
	ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n = P$	n: 人員 (人) P: 定員 (人)	200 (L/人・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	8 (但し老人ホーム 10)				
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	$n = 0.15A$	結婚式場・宴会場有 n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	30 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	10			
				$n = 0.075A$	結婚式場・宴会場無 n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	30 (L/m ² ・日)	100 (mg/L)	(400)	○ (40)				
		ロ	モーテル	$n = 5R$	n: 人員 (人) R: 客室数	1,000 (L/室・日)	50 (mg/L)	○ (200)	○ (30)				
	ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	$n = P$	n: 人員 (人) P: 定員 (人)	200 (L/人・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	8				
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	$n = 8B$	n: 人員 (人) B: ベッド数 (床)	B × 1,000 (L/床・日)	厨房・洗濯設備のある施設	—	○ (40)	12	
					300床以上の場合	$n = 11.43$ (B-300) +2,400		B × 1,300 (L/床・日)		320 (mg/L)	○ (113)		(36)
					300床未満の場合	$n = 5B$		B × 1,000 (L/床・日)		厨房・洗濯設備のない施設	○ (200)		(30)
					300床以上の場合	$n = 7.14$ (B-300) +1,500		B × 1,300 (L/床・日)			150 (mg/L)		○ (182)
		ロ	診療所・医院	$n = 0.19A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	25 (L/m ² ・日)	300 (mg/L)	(130)	○ (40)	8			

JIS A 8302-2000				参考値							
類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値		1日の排水時間		
					合併処理対象		合併処理				
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定			
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット	$n = 0.075A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	15 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)	8	
		ロ	百貨店	$n = 0.15A$		30 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)		
		ハ	飲食店	一般の場合		$n = 0.72A$	130 (L/m ² ・日)	220 (mg/L)	○ (180)	○ (40)	8
				汚濁負荷の高い場合		$n = 2.94A$	260 (L/m ² ・日)	450 (mg/L)	○ (90)	○ (40)	
				汚濁負荷の低い場合		$n = 0.55A$	110 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	
		ニ	喫茶店	$n = 0.80A$		160 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)	10	
6	気象施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n = 0.075A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	15 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	(L/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (30)	8	
		ロ	パチンコ店	$n = 0.11A$		22 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)	12	
		ハ	囲碁クラブ・ マージャンクラブ	$n = 0.15A$		30 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)	8	
		ニ	ディスコ	$n = 0.50A$		100 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)	6	
		ホ	ゴルフ練習場	$n = 0.25S$	n: 人員 (人) S: 打席数 (席)	50 (L/席・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)	10	
		ヘ	ボウリング場	$n = 2.50L$	n: 人員 (人) L: レーン数 (レーン)	500 (L/レーン・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)		
		ト	バッティング場	$n = 0.20S$	n: 人員 (人) S: 打席数 (席)	40 (L/席・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)		
		チ	テニス場	+イ-設備無 $n = 2S$	n: 人員 (人)	400 (L/面・日)	150 (mg/L)	○ (200)	○ (30)		
				+イ-設備有 $n = 3S$	S: コート面数 (面)	600 (L/面・日)		○ (200)	○ (30)		
		リ	遊園地・海水浴場	$n = 16C$	n: 人員 (人) C: 総便器数 (個)	2,400 (L/個・日)	260 (mg/L)	○ (150)	○ (40)		7
		ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{[(20C+120U)/8] \times t}{}$	民間プール t=1~2 会員制プール t=1~2 学校プール t=1~2	-	150 (mg/L)	-	-	10	
		ル	キャンプ場	$n = 0.56P$	n: 人員 (人) P: 収容人員 (人)	70 (L/人・日)	320 (mg/L)	○ (125)	○ (40)	8	
		ヲ	ゴルフ場	$n = 21H$	n: 人員 (人) H: ホール数 (ホ-ル)	250 (L/人・日)	130 (mg/L)	○ (250)	○ (26)	10	

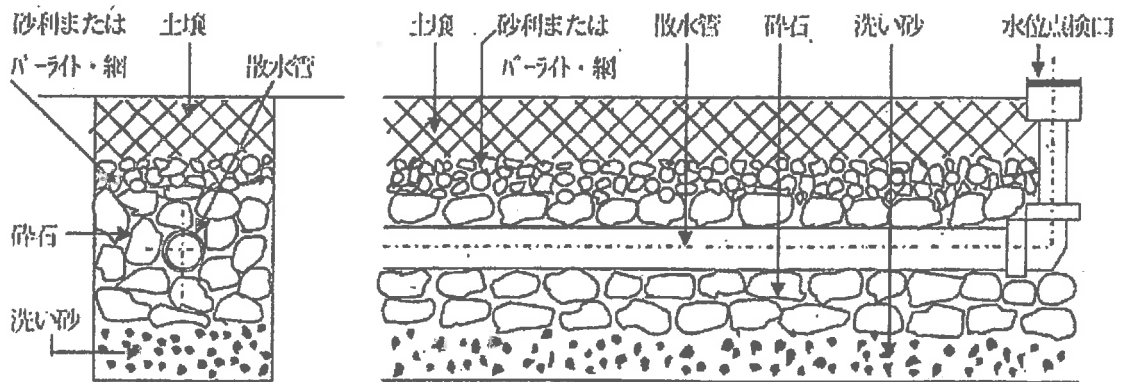
JIS A 3302-2000				参考値						
類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		1日の排水時間
						合併処理対象		合併処理		
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定				
7	イ	サービスエリア	一般部	n = 3.60P	n: 人員 (人) P: 駐車ます数 (ます)	480 (L/ます・日)	300 (mg/L)	(L/人・日) (135)	(g/人・日) ○ (40)	12
			観光部	n = 3.83P		510 (L/ます・日)				
			売店なし PA	n = 2.55P		340 (L/ます・日)				
			売店	一般部		n = 2.66P	180 (L/ます・日)	590 (mg/L)	(115)	
			観光部	n = 2.81P		190 (L/ます・日)				
	ロ		駐車場・自動車車庫	n = [(20C+120U)/8] × t	n: 人員 (人) t: 0.4~2.0	-	-	-	-	
	ハ		ガソリンスタンド	n = 20	n: 人員 (人) 1営業所当たり	-	-	-	-	8
8	イ	学校施設関係	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n = 0.20P	n: 人員 (人) P: 定員 (人)	50 (L/人・日)	180 (mg/L)	○ (200)	(36)	8
			高等学校・大学・各種学校	n = 0.25P	n: 人員 (人) P: 定員 (人)	60 (L/人・日)	180 (mg/L)	○ (200)	(36)	
			図書館	n = 0.08A	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	16 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(36)	5
9	イ	事務所関係	事務所	n = 0.075A	厨房設備有 n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	(40)	8
				n = 0.06A	厨房設備無 n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	(270)	○ (40)	
10	イ	作業場関係	工場・作業場・研究所・試験所	n = 0.75P	厨房設備有 n: 人員 (人) P: 定員 (人)	100 (L/人・日)	300 (mg/L)	(133)	○ (40)	工場・作業所 交替勤務無 8 交替有 12-24 研究所・試験所 8
				n = 0.30P	厨房設備無 n: 人員 (人) P: 定員 (人)	60 (L/人・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)	
11	イ	10の用途に属さない施設	市場	n = 0.02A	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	4.2 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	10
			公衆浴場	n = 0.17A	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (m ²)	33 (L/m ² ・日)	50 (mg/L)	○ (200)	(10)	12
			公衆便所	n = 16C	n: 人員 (人) C: 総便器数 (個)	-	-	-	○	-
			駅・バスターミナル	P < 10万人 n = 0.008P 10万人 ≤ P < 20万人 n = 0.010P 20万人 ≤ P n = 0.013P	n: 人員 (人) P: 乗降客数 (人)	-	-	○	-	始発～最終

※ ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸が1居室（3）だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。

別図1 土壌浸透装置の構造例 (参考)



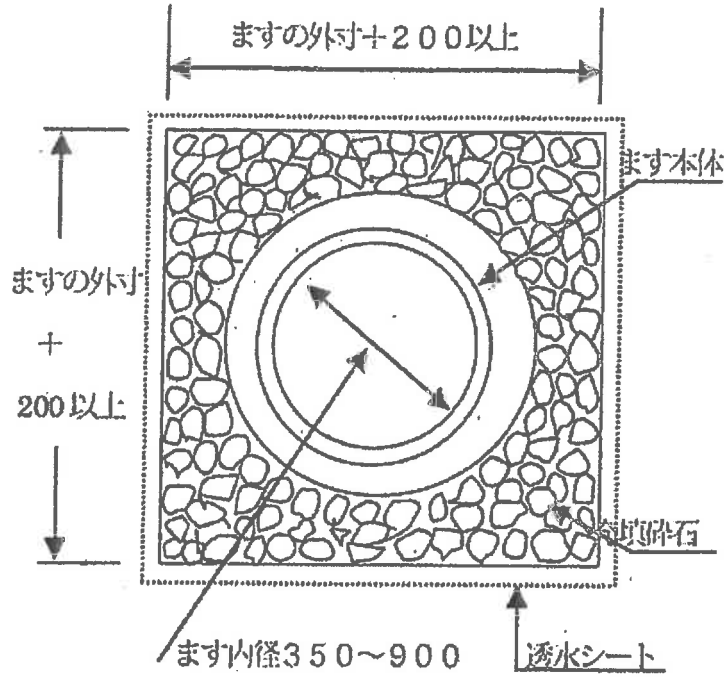
土壌浸透装置の配置の例



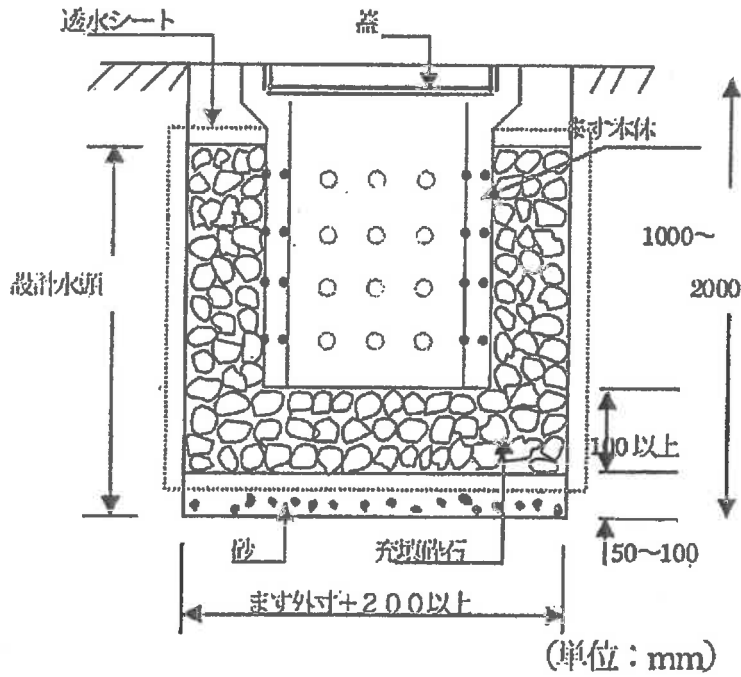
トレンチ標準断面図の例

浸透設備の構造例 (参考)

平面図



断面図



浸透ますの構造例

透水性のますの周辺を碎石で充填し、浄化槽の放流水等を側面及び底面から地中へ浸透させる構造とする。

浸透設備の構造は、設計浸透量 Q を現地浸透試験(定水位法)により求め、ピーク排水量以上とすること。